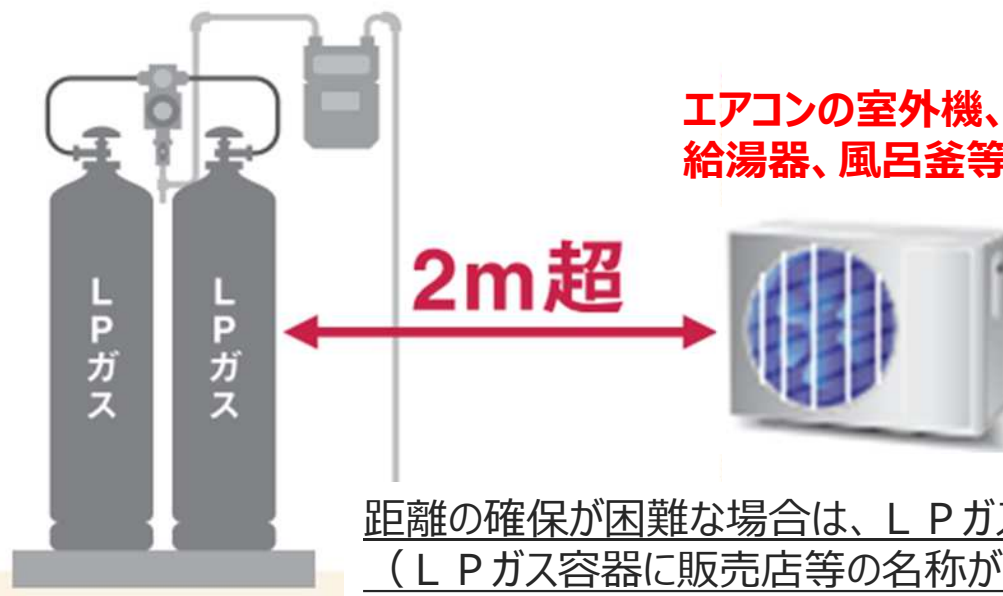


L P ガス容器と火気（電気設備等）との距離について

貯蔵量
1t未満

L P ガス容器を置く場所から **2 m以内にある「火気」をさえぎる措置を講じ**、かつ、屋外に置くこととされています。（液化石油ガス法施行規則第18条第1号イ。）

**2mを超える保安距離を
確保してください！**



【参考】着火源とならない条件
下記3項目を全て満たすこと。

- ①直接裸火を持たないこと。
- ②320℃より高温となる部分を持たないこと。
- ③接点を持つ電気製品は、ON-OFFによる電気火花が点火（着火）エネルギーより小さいこと。
あるいは、接点が密封されていて、電気火花が外に出ないこと。
※日常使用しない接点など（保守および点検用など）は、接点として扱わない。

出典：経済産業省webサイトより

距離の確保が困難な場合は、L P ガス販売店にご相談ください。
（L P ガス容器に販売店等の名称が記載されています。）